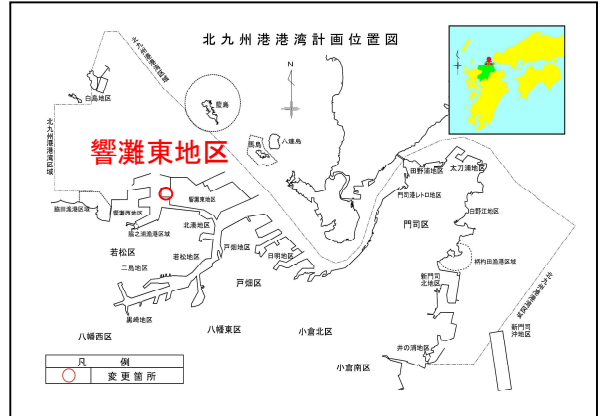


北九州港港湾計画の一部変更

■概要

- 「再エネ海域利用法」の整備に伴い、今後、一般海域における洋上風力発電事業の導入加速化が見込まれる。これに伴い、洋上風力発電設備等の重厚長大な資機材を扱うことが可能な基地の整備が必要であることから、国においては、港湾法の一部を改正し、基地港湾の確保を目指している。
- 本市においては、響灘東地区のポテンシャルを活かし、物流・製造・メンテナンスの各種機能を持った風力発電関連産業の総合拠点の形成を目指す「グリーンエネルギーポートひびき」事業を推進している。
- このような背景から、当該地を洋上風力発電設備等の資機材を扱う基地とすべく、下記の内容を港湾計画に位置付ける。



■主な変更内容

【響灘東地区】

○土地利用計画

埠頭用地	7.4ha	⇒	埠頭用地	11.2ha
港湾関連用地	10.5ha	⇒	港湾関連用地	9.5ha
工業用地	47.6ha	⇒	工業用地	46.3ha
交通機能用地	5.7ha	⇒	交通機能用地	4.2ha

○海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

岸壁(-13) 1B 260m、埠頭用地 8.4ha [今回計画]

○「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を新規に設定

